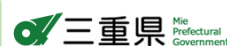


障がい者の雇用を考えているみなさまへ

三重県が実施している「障がい者委託訓練」事業を紹介します



## 1. 事業の目的

地域の企業、社会福祉法人、NPO法人などの様々な委託先で職業訓練を行っていただくことで、就職の促進を目的としています。

## 2. 委託訓練のメリット

訓練委託先(企業・法人・NPOなど)	訓練者(障がいをお持ちの方)
必要なスキルを持っているか確認できる	就職前にスキルが身につく
実際の仕事ぶりを見た上で採否の判断ができる	体験により自分に適しているかを判断できる
どんな職場に向いているかを確認した上で採否の判断ができる	自分の仕事ぶりを見ていただくことで納得して就業できる

## 3. 委託訓練の利用条件

訓練委託先(企業・法人・NPOなど)	訓練者(障がいをお持ちの方)
訓練を行うための施設等が整備されていること	三重県内に居住していること
<b>訓練を指導できる従業員</b> を配置できること	ハローワークに求職登録していること
労働安全衛生など環境が整備されていること	訓練を受けることで就業が見込めること
	ハローワークの「 <b>受講指示</b> 」を受けること

## 4. 訓練期間及び時間

訓練期間は、歴月単位で1～3ヵ月を選択することができます。但し、訓練開始後の延長はできません。

訓練時間は、月当たり100時間を標準とし、下限を60時間とします。但し、この時間は目安と考えていただき、訓練当初は短めに、様子を見ながら徐々に延長することは可能です。

## 5. 委託訓練の特徴

・**フォロー体制**が充実しています。

訓練指導を委託先企業さまのみにはお願いするのではなく、定期的(初回、中間、最終)に訓練を振り返るケース会議を開催させていただきます。会議の中で訓練中の課題や不明な点などを相談いただくことができます。メンバーは、委託先企業さま、訓練者、支援機関、ハローワーク、三重県ですが、ご家族の参加も可能です。また、採用していただいた後も定着に向けた支援をさせていただきます。

・**委託料、訓練手当**が支給されます。

委託先企業さまに、訓練者1人・1ヵ月当たり**66,000円**を訓練終了後にお支払いします。

訓練者に基本手当日額**3,930円(2級地)/3,530円(3級地)**、受講手当日額**500円**及び通所手当をお支払いします。(2級地とは、桑名市、四日市市、津市、松阪市を指します)

・**労働者災害補償保険**に加入します。費用は県が負担します。

問い合わせ先 ● 三重県 雇用経済部 雇用対策課 〒514-8570 津市広明町13番地  
TEL 059-224-2510 FAX 059-224-2455 E-mail koyou@pref.mie.lg.jp